

金融機能の強化のための特別措置に関する法律施行令 の一部を改正する政令の概要

1. 国の資本参加の決定要件の見直し

国の資本参加の決定要件の一つである、金融機関の存続が地域の経済にとって不可欠であると認められる場合に該当するための要件から、自力での資本調達に係る部分を削除する。

2. 協同組織金融機関の中央機関に予め国が資本参加する枠組みに係る規定の整備

(1) 協同組織金融機能強化方針の記載事項

中央機関が、協同組織金融機関全体で提供している金融機能の発揮の促進を目的として、予め国の資本参加の申込みをする際に提出する協同組織金融機能強化方針の記載事項として、以下の事項を規定する。

- ① 剰余金の処分の方針
- ② 財務内容の健全性及び業務の健全かつ適切な運営の確保のための方策
- ③ 農林中央金庫であるときは、申込みに係る資金が信用事業のみに充てられることを確保するための体制に関する事項

(2) 公的資金の回収が困難と認められる場合

国の資本参加の決定要件に適合しない、公的資金の回収が困難であると認められる場合として、以下の場合を規定する。

- ① 国が取得する優先出資又は貸付債権がその内容に照らして譲渡等の処分を行うことが著しく困難なものであること等の事由により、国が当該優先出資又は貸付債権につき譲渡等の処分を円滑に実施できる見込みがない場合
- ② 国の資本参加を受ける中央機関が、国が取得する優先出資又は貸付債権に係る借入金につき、剰余金をもってする返済等に対応することができる財源をおおむね 15 年以内に確保できる見込みがない場合

3. その他

所要の規定の整備を行う。